

## 警戒連絡会議設置から患畜決定までの作業

## 1 警戒連絡会議の設置

家保における検査の結果、国から検体搬送指示を受けた場合は、長崎県口蹄疫、CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）警戒連絡会議設置要領に基づき、本庁では、知事を本部長とする長崎県CSF（又はASF）警戒連絡会議を設置する。

## 2 疑い事例（検体搬送決定）のプレスリリース等

農林部防疫対策本部と農林水産省動物衛生課は、公表の内容、今後の防疫方針について調整の上、県と農林水産省がそれぞれ公表を行う。

農林部防疫対策本部は、検体搬送が決定した場合は、県警戒連絡会議構成員、各家保、県域関係団体、九州各県等へ通知する。

農林部防疫対策本部は、防疫措置等に関し、必要に応じ報道機関に適宜情報提供を行う。また、まん延防止のため、マスコミに対して疑い事例をはじめ、本庁一括で対応（広報班）するため、発生地域等への取材は自粛するよう要請する。

## 3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

地域警戒連絡会議は、発生農場、埋却地等の周辺住民に対して、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。

## 4 緊急防疫作業

畜産課と動物衛生課が協議して患畜と決定されるまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

### （1）家保の対応

家保職員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- 1) 衛生管理区域を確認し、境界が不明瞭であれば、ロープ等で境界を明確に示した後、農場外部の見やすいところにロープ等で出入口を封鎖するとともに、農場出入口を1か所に限り、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。
- 2) 当該農場への部外者の出入を制限する。
- 3) 飼養場所の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにする。
- 4) 振興局、市町に協力を仰ぎ、農場周辺の通行の自粛、道路への消毒薬の散布などを行う。
- 5) 法第32条第1項の規定に基づき、次の物品の移動を制限する。

生きた豚等  
採取された精液及び受精卵  
豚等の死体  
豚等の排せつ物等  
敷料、飼料及び家畜飼養器具

## (2) 地域警戒連絡会議の対応

地域警戒連絡会議構成員は、(1)の対応を行うため、関係機関に協力を要請する。

## (3) 振興局・市町の対応

- 1) 農場周囲の通行自粛の対応及び通行制限の準備。
- 2) 農場周辺の通行自粛・制限に係る警察への連絡・協議
- 3) 消毒等に使用する水、電気および動力噴霧器の確保。
- 4) 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する協力。

## (4) 県警戒連絡会議の対応

県警戒連絡会議は、豚熱(又はアフリカ豚熱)のまん延を防止するため、法に基づく(1)の5)の移動制限を決定するとともに、地域警戒連絡会議へ指示する。

## 5 初動防疫の準備

患畜決定後の初動防疫を迅速かつ的確に実施するため、地域警戒連絡会議構成員は初動防疫の準備を迅速に行う。

### (1) 先遣隊の派遣と現地調査

#### 1) 先遣隊の構成員

構成員は下記の通りとする。( はリーダー)

家保	1名
振興局農業土木職	1～2名
振興局畜産担当	1名
市町担当	1名
建設業協会担当	1名

#### 2) 調査事項

発生現地に出向き、先遣隊調査票(様式集)を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、事前調査情報(防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取り図、農場拠点の見取り図等)を使用する。



- 先遣隊の構成員に畜産技術職員を追加。
- 先遣隊の確認内容のうち、平時に確認できる内容については、事前に済ませておくこと。(機械の所有状況、水源、豚舎間口、その他施設概要)
- データを確認しておくこと(年に1回は農場等を確認しデータ更新)。

調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場内通路幅</li> <li>・排水溝</li> <li>・防疫資材（特にガスボンベ）の収容場所</li> <li>・作業者の動線</li> <li>・汚染物品の搬出経路等</li> <li>・防疫フェンスの設置内容（必要な場合）</li> <li>・その他</li> </ul>
	農場設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する機械の種類・数量及び操作可能者の人数</li> <li>・電源・基盤</li> <li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li> <li>・その他</li> </ul>
	豚舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚の飼養状況</li> <li>・ローダー等機械類の進入の可否</li> <li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li> <li>・電源の場所</li> <li>・豚糞量</li> <li>・排水溝</li> <li>・その他</li> </ul>
	堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量）</li> <li>・堆肥の量</li> <li>・その他</li> </ul>
	飼料タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数量・容量（残飼の推定量）</li> <li>・排出弁の状態</li> <li>・その他</li> </ul>
	水源 （水道栓等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所</li> <li>・水タンク保有数量・容量</li> <li>・水圧の確認</li> <li>・その他</li> </ul>
農場周辺	通行遮断ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイントの場所と数</li> <li>・ポイントの運営に必要な人員</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・案内掲示板の設置場所の確認</li> <li>・その他</li> </ul>
	農場拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所と規模（面積）</li> <li>・設置に必要な資材</li> <li>・着脱場所</li> <li>・ゾーニングの実施</li> <li>・簡易トイレの設置場所</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）</li> </ul>
	農場拠点から農場 までの経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外灯の設置状況</li> <li>・必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否</li> </ul>

区域	施設等	確認内容
埋却地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保場所の規模（面積）</li> <li>・埋却溝のレイアウト</li> <li>・埋却可能数量（処理豚、飼料、堆肥）</li> <li>・トラック及び重機の進入の可否</li> <li>・必要な重機の種類・台数</li> <li>・照明器具の設置場所・数量</li> <li>・その他</li> </ul> <b>【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力噴霧器の設置場所</li> </ul>

## （２）防疫作業計画の策定

地域警戒連絡会議は、患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、先遣隊の情報を基に、下記作業ごとに作業班編成と進捗管理ができる工程表を作成し、県警戒連絡会議と内容を確認する。

作成した工程表は、県警戒連絡会議と地域警戒連絡会議で共有する。

- １）殺処分作業
- ２）豚糞除去作業（又は豚舎内での封じ込め作業）
- ３）飼料除去作業（飼料タンク、飼槽）
- ４）豚舎消毒
- ５）堆肥舎内の豚糞除去作業（又は発酵消毒作業）
- ６）汚染物品の運搬及び埋却作業
- ７）埋却地の掘削・埋却作業



- 進捗管理が可能な防疫計画資料を作成する。
- 豚糞除去作業等で機械を使用する場合は、作業箇所ごとに機械を使用する時間帯、機械の種類・台数を記載すること。
- 併せて、機械オペレーター（農林部職員）の動員計画も作成する。

## （３）全体防疫作業計画の決定

県警戒連絡会議は、地域警戒連絡会議から提出のあった初動防疫報告票並びに防疫計画の内容を確認し、作業計画を決定する。

- 動員計画
- 作業計画
- 消毒ポイント設置箇所



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部（発生確定前は県警戒連絡会議）と隣県で協議を行う。

#### (4) 初動防疫作業準備

##### 1) 地域警戒連絡会議

- 動員要請（一般、建設業協会等）
- 資材調達（購入資材・リース資材・食糧）
- 資材運搬用赤帽トラック（後方支援センター 農場拠点）の確保
- 移動用マイクロバス（後方支援センター 農場拠点）の調達
- 後方支援センター及び農場拠点の設営

##### 2) 県警戒連絡会議

- 国との連絡調整
- 動員要請・調整
- 移動用バス（各振興局 後方支援センター）の調達
- 県備蓄資材輸送準備
- 自衛隊への動員要請（必要な場合）
- 隣県との消毒ポイント設置場所調整（制限区域が隣県に跨る場合）

## 6 動員の考え方

### 共通

全体動員計画は、発生規模別必要人員数の表のとおりとする。（P.10～15）

各地域の動員計画は、毎年度別に定める。

農場作業者が確保できない場合は、総務動員者確保班（農政課）から他部へ動員を要請する。

農場作業に協力する九州農政局等の国職員の動員は、母豚400頭を超える養豚場での発生を要請の目安（自衛隊動員要請の規模）とする。国からの動員者調整は、県本部で行う。

農場内の豚糞等の処理に農技センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターの、ホイールローダーの有資格者を動員する。有資格職員は、県防疫対策本部動員枠とするため、地域の動員者リストには含めない。

防疫作業従事者に対しては、防疫作業従事除外基準（慢性心疾患で通院加療中の者等）に基づく確認や作業前の健康調査を行う。

各作業箇所には作業管理者として責任者と情報連絡員を配置する。

責任者と情報連絡員は、一般職員の動員リストとは別に動員者を選定する。

### 獣医師動員

24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭（母豚200頭以下）の飼養規模を想定している（CSF留意事項54及びASF留意事項31）。

### 県内動員

と殺作業（殺処分）に携わる獣医師を迅速に確保するためには、現地防疫対策本部が管轄内獣医師を確保し、不足する人数については、まず県内で必要数を確保するものとする。

### 県外動員要請の考え方

県内獣医師で不足する人員については、県本部から県外への動員要請を行う。  
県外獣医師の動員要請を行った場合、殺処分開始24時間以降から配置できると想定し、県内獣医師の確保見込みにより、迅速に国へ動員要請を行う。

### 保定員

保定作業は家畜の取扱いに慣れた者を優先する。県内の保定員動員者リストから先ず、発生地域で確保し、不足する場合には、他地域に動員要請を行う。

子豚については、家畜の扱いについて熟練を要しないことから、一般の職員を当てることも想定している。

### 自衛隊動員

#### 動員要請の考え方

原則として、初発の場合は母豚400頭を越える規模での発生時から、自衛隊への動員要請を行う。

#### 作業依頼内容

基本は殺処分作業時の保定・搬出作業とする。

### 作業班

#### ○後方支援センターサポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名以上	27名	1	8	8	8	1	1	

上記表には、家畜防疫員は含まない。

#### ○農場拠点サポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳			作業時間 /クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名以上	18名	1	15	2	

上記表には、家畜防疫員は含まない。

**(埋却地拠点サポート班員) (一般職員)**

埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳		作業時間/クール
		資材係	消毒係	
関係なし	2名 (固定)	1 (固定)	1 (固定)	8時間

農場と埋却地が離れている場合に設置  
上記表には、家畜防疫員は含まない。

**(自衛隊対応サポート) (一般職員)**

自衛隊動員数	役割	人数	配備箇所	作業時間/クール
関係なし	連絡係	2名(固定)	前進拠点 <sup>1</sup>	8時間
	資材係	2名(固定) <sup>2</sup>	後方支援センター	

1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

2：資材係は第1クール(0～8時間)のみ配置する

**防疫作業員 (獣医師・保定員・一般職員)**

作業班	作業箇所	人数/班			作業時間/クール	作業内容等
農場通行規制	農場外	2名			8時間	発生農場に至る通路の遮断
車両等消毒係	農場内	2名			4時間	農場から出る車両・作業員の消毒
殺処分係	農場内	獣医師	保定員	一般	4時間 獣医師は8時間	
鎮静剤+電殺器+薬液注射		3名	10名	10名		繁殖豚・育成豚の殺処分
		3名	0名	20名		肥育豚の殺処分
ガス殺		1名	0名	10名		子豚(哺乳豚・離乳豚)の殺処分
農場消毒係	農場内	10名			4時間	殺処分作業後の豚舎、堆肥舎等の清掃・消毒
埋却地班	埋却地	衛生班長(家保)			8時間	
		土木班長(農業土木職)			8時間	
		4名(班数は固定)(6名)			4時間	埋却補助4名(埋却地が農場敷地外にある場合は、車両消毒係を2名追加)
消毒ポイント班	農場外	5名			8時間	作業開始3日後頃から外部委託に切り替え
ローダー有資格者	農場内	2名			8時間	豚糞除去等におけるホイールローダー等の操作

ローダー有資格者は1農場につき、1クール(8時間)あたり2名配置する。

**埋却作業（建設業協会）・・・患畜決定後の作業内容を反映させる**

役割	飼養規模		
	母豚150頭以下	母豚150頭を超える	母豚800頭を超える
現場管理係	1名	1名	1名
掘削係	4名：バックホウ2台 （OP2、玉掛技能2）	6名：バックホウ3台 （OP3、玉掛技能3）	8名：バックホウ4台 （OP4、玉掛技能4）
搬出積込係	3名	3名	3名

記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

**作業管理者**

**○作業責任者**

責任者	人数	作業時間	管理区域
後方支援センター責任者（家保）	1名	8時間	後方支援センター
農場拠点責任者（家保）	1名	8時間	農場拠点
埋却地拠点責任者（家保）	1名	8時間	埋却地
農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8時間	農場
農場防疫責任者（家保）	1名	8時間	農場（防疫作業に限定）

埋却地拠点は、埋却地が農場から離れた場所に位置する場合のみ設置するが、埋却地拠点責任者は、埋却地衛生班長が兼務する。

**○情報連絡員**

配置箇所	配置職員	人数	作業時間	備考
後方支援センター	畜産関係職員	1名	8時間	
農場拠点	〃	1名	8時間	
農場	〃	2名	8時間	肉改C、農技畜研部門、農大畜産学科
埋却地	〃	1名	8時間	農業敷地外の場合に配置



農場での業務管理と情報伝達体制を改善するため、新たに各作業箇所に責任者と情報連絡員を配置した。













○ 殺処分班の班編成(豚)

母豚	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚(～3か月齢)					肥育豚(3か月齢～出荷)						合計									
	班数	獣医師	保定				搬出		班数	獣医師	保定			班数	獣医師	保定			搬出		獣医師	県内		県外	保定員	一般	自衛隊		
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊			県内	県外	保定員			一般	県内	県外	一般	自衛隊		一般	自衛隊						
母豚 50	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	1	3	3	0	10	0	10	0	7	7	0	10	40	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 100	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
24															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	
母豚 150	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 200	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
40															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 300	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
40															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
48															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
56															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	
母豚 400	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
40															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
48															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
56															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
64															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
72															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	

母豚 500	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
	班数	獣医師	県内		県外		搬出		班数	獣医師	県内		県外		搬出		班数	獣医師	県内		県外		搬出		獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般	自衛隊							
4	1	3	3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	10	10	0	0	30	0	
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
40	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
48	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
56	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
母豚 600	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	10	0	0	30	0		
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
48	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
56	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
64	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
母豚 700	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	10	0	0	30	0		
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
56	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
64	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
72	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
母豚 800	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	10	0	0	30	0		
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40		
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60		
56	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
64	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
72	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			
80	1	3	0	3	0	10	0	10						5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60			

母豚 900	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外										
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	0	0	0	0	30	0	
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
64	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
72	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
88	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60		
母豚 1000	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外										
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	0	0	0	30	0	
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
72	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
96	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60		
母豚 1100	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計									
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外										
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	0	0	0	30	0	
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
104	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60		

母豚 1200	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計												
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊					
			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊																
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
112	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60					
母豚 1300	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計												
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊					
			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊																
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
120	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60					
124	1	3	0	3	0	10	10	0																3	0	3	0	10	10				

母豚 1400	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
132	1	3	0	3	0	10	10	0															3	0	3	0	10	10	
母豚 1500	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
140	2	6	0	6	0	20	20	0															6	0	6	0	20	20	

母豚 1600	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚									哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）					肥育豚（3か月齢～出荷）							合計							
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般	保定員	一般	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般			
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
144	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
148	2	6	0	6	0	20	20																6	0	6	0	20	20	
母豚 1700	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚									哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）					肥育豚（3か月齢～出荷）							合計							
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般	保定員	一般	保定員	一般			保定員	一般	保定員	一般			
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
144	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
152	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
156	3	9	0	9	0	30	30																9	0	9	0	30	30	

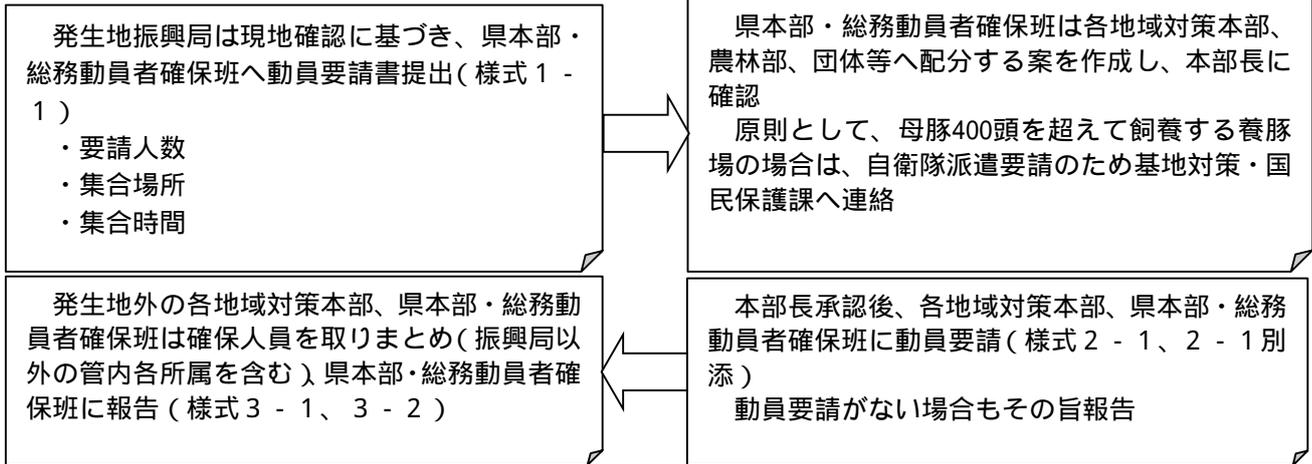
母豚 1800	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）								合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊		
			班数	獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊	班数			獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊	班数	獣医師			県内	県外	保定員	一般				自衛隊	
4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
104	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
128	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
136	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
144	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
152	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60		
160	2	6	0	6	0	20	0	20								4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60		
164	3	9	0	9	0	30	30	0																	9	0	9	0	30	30	

24時間以降の県外獣医師の人数は、県内獣医師のリポート対応者の数によって変動する。

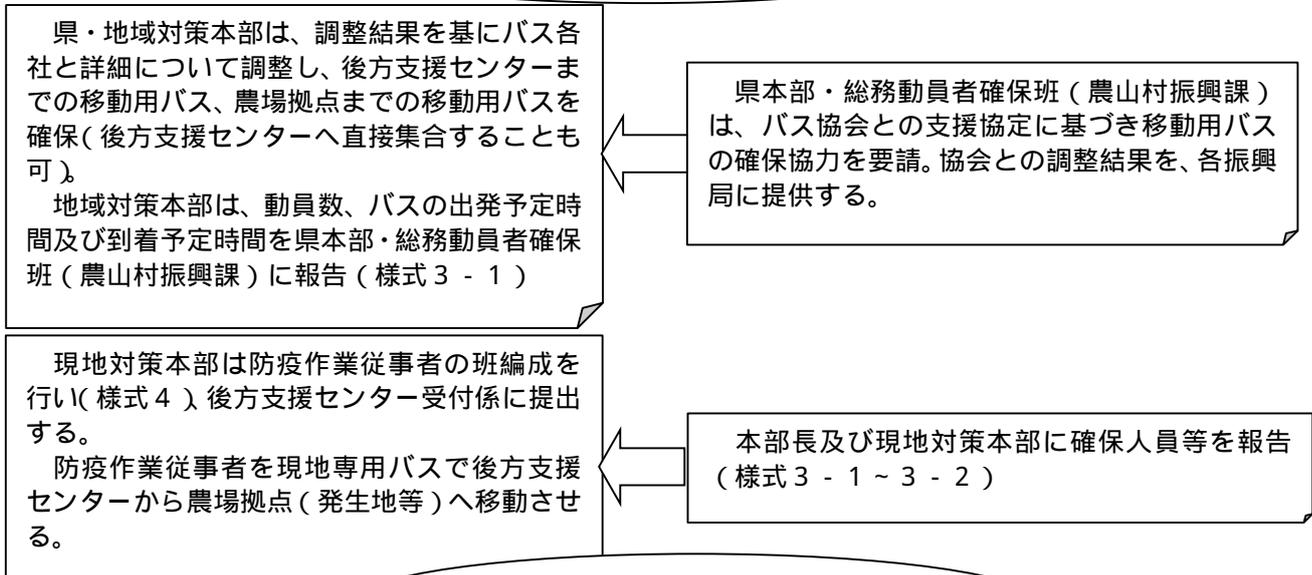
# CSF・ASF発生時防疫作業従事者確保

## 検体搬送決定

獣医師、保定員動員は、別途定める動員手順書に従い実施する。



### 各振興局と動員人員調整\*



### 追加要請には、同手順で対応

- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター(駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等) 農場拠点(農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所)は現地对策本部で決定する。

各種様式については様式集の動員関係様式を参照

## 獣医師の動員

### 1 基本的な考え

#### 発生農場・埋却地でのリーダー等

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）、殺処分・消毒班長には本土家保等（農林技術開発センター畜産研究部門、農大を含む）の獣医師を充てる。
- ・農場疫学調査班には、原則として、離島家保の獣医師を充てる。
- ・実作業時間は、原則 1クール 8 時間とする。

#### 殺処分班

- ・食検（保健所）獣医師及び民間獣医師等（開業・JA・NOSAI・市の家畜診療獣医師、家保OB 獣医師）を充てる。
- ・実作業時間は、原則 1クール8時間（作業前後の準備時間を除く）とする。

#### 発生状況確認検査班

- ・原則、民間獣医師を充てるが、状況によっては食検（保健所）獣医師を充てる。

### 2 動員（基本形）

#### 家保獣医師

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）は本土家保各所単位の 4 名セットで動かす。
- ・発生規模別の人員数割り当ては口蹄疫等発生時の獣医師動員手順書記載の人員表のとおりとする。

#### 民間獣医師等

- ・発生地の家保は、自地域で事前にリストアップした獣医師に動員を要請する。不足する場合は、県防疫対策班へ動員要請を行い、同班は各振興局（家保）へ各地域でリストアップし獣医師から必要人数を確保する。
- ・なお、不足する場合は県防疫対策班から農林水産省へ動員要請を行う。

#### 食検・保健所獣医師

- ・発生地家保から動員要請に基づき、県防疫対策班は生活衛生課へ動員を依頼する。

### 3 動員者の移動手段

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）は 4 名乗り合わせで、各家保から公用車で後方支援センターへ移動する。集合時間は、第 1 陣（0～8 時間）が国遺伝子解析等検査結果判明予定時間の 6 時間前、第 2 陣以降は、作業開始予定時間の 2 時間半前を目安とする。（一般動員者の集合時間を考慮する必要があることから、動員担当班と調整を図ること。）
- ・殺処分・消毒班長は、各家保から公用車で後方支援センターへ移動する。集合時間は、第 1 陣（0～8 時間）が国遺伝子解析等検査結果判明予定時間の 2 時間半前、第 2 陣以降は、作業開始予定時間の 2 時間半前を目安とする。（一般動員者の集合時間を考慮する必要があることから、動員担当班と調整を図ること。）
- ・作業終了後は公用車で自家保へ帰庁する。（風評被害防止のため、帰庁後は、その公用車で豚家畜飼養施設への出入を当分の間控える。）
- ・後方支援センターと農場拠点間の移動は、発生地家保の公用車 1 台を配備させておく。埋却地が農場敷地外の場合は、別に 1 台を配備させる。
- ・離島動員者の移動手段については、長崎港又は長崎空港からタクシーで中央家保に集合（タクシーチケットを中央家保に常備する）後、現地に移動することとするが、状況に応じ臨機応変に対応するものとする。
- ・発生状況確認検査作業を担当する獣医師は、可能な限り同じ作業時間帯の作業従事者同士乗り合わせて各々発生地の家保へ移動する。
- ・殺処分作業を担当する獣医師等は、原則、一般動員者と同じ移動手段（借上げバス等）で後方支援センターへ移動する。バス発車地までは各々で移動する。なお、離島からの動員獣医師は状況に応じた手段で、臨機応変に後方支援センターへ移動する。

## 獣医師動員手順

### 1 発生地家保からの動員要請

(発生地家保 他地域家保・県防疫対策班(畜産課)・発生現地動員班)

発生地家保から他地域家保と畜産課へ動員要請書をメール送信する。

また、発生地域総合対策本部内で動員要請を行うことの情報共有のために現地総合対策本部動員班へメール送信する。

#### 【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式1(動員要請書)(様式集)

様式2(動員要請書(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式3(動員要請書(殺処分実務者))(様式集)

様式4(動員要請書(発生状況確認検査担当者))(様式集)

### 2 動員者名簿の作成・提出

(他地域家保 発生地家保、県防疫対策班、他地域(自地域)動員班)

動員要請を受けた他地域の家保は、動員者名簿を作成し、発生地家保と畜産課へメールで提出する。

また他地域内で情報を共有するため他地域(自地域)の動員班へメールで提出する。

#### 【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式5(動員者報告表(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式6(動員者報告表(殺処分実務者))(様式集)

様式7(動員者報告表(発生状況確認検査担当者))(様式集)

(県防疫対策班(畜産課) 生活衛生課、農林水産省 発生地家保)

動員要請を受けた県防疫対策班は、食検・保健所からの動員が必要な場合は、生活衛生課へ動員要請を行う。また県外からの動員が必要な場合は、農林水産省と協議する。

生活衛生課は、食検、保健所獣医師から動員者報告表を作成し、畜産課へ提出する。畜産課は、生活衛生課から受理した名簿を現地家保へメールで提出する。

#### 【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式5(動員者報告表(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式6(動員者報告表(殺処分実務者))(様式集)

様式7(動員者報告表(発生状況確認検査担当者))(様式集)

### 3 動員者名簿の作成・提出

(発生地家保 他地域家保、県防疫対策班(畜産課)、発生現地動員班)

発生地家保は、動員者の班編成等を行い、名簿を作成のうえ、他地域家保と畜産課へメールで提出する。併せて、発生現地で情報を共有するため、現地総合対策本部動員班へメールで提出する。

#### 【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式8(動員者班編成(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式9(殺処分実務者名簿)(様式集)

様式10(発生状況確認検査担当者名簿)(様式集)

## 保定員の動員

### 1 基本的な考え

#### 保定員

殺処分作業時の家畜の保定作業を担当する。

- ・基本は、県、市町、関係団体職員等を充てる。
- ・毎年度当初、動員者アンケート調査を実施し、動員者可能リストを作成し、畜産課家畜衛生班と各家保が情報を共有する。さらに、各地域の動員者確保班とも同情報を共有しておく。
- ・動員は家畜の取扱いに慣れた者を優先し、県内の動員可能者リストから先ず、発生地域で確保し、不足する場合他地域に動員要請を行う。
- ・動員可能者人員数を越える必要人員の場合（母豚 400 頭を超える規模）は、自衛隊に派遣を要請する。
- ・他地域（家保）へ動員を要請する場合は、各地域の管外対応可能者に応じて案分した人数とする。
- ・家保は保定員が一般動員者と重複しないよう、各地域対策本部の一般動員担当課等と情報共有を行う。
- ・家畜の扱いに慣れた職員が少ないため、大規模発生時に殺処分班が多数になる場合は、家畜の扱いに慣れた職員と不慣れな職員を組み合わせる班編成を行う。
- ・作業時間は、原則 8 時間（作業前後の準備時間等を除く）とする。

### 2 動員者の移動手段

- ・殺処分作業を担当する保定員は、原則、一般動員者と同じ移動手段（借り上げバス等）で後方支援センターへ移動する。バス発車地までは各々で移動する。
- ・支援センターへの集合時間は、防疫作業開始 2 時間前とする。

## 保定員動員手順

### 1 発生地家保からの動員要請

（発生地家保 他地域家保・県防疫対策班（畜産課）・発生現地動員班）

発生地家保から他地域家保へ動員要請書をメール送信する。

また、情報を共有するため畜産課と現地総合対策本部動員班へメール送信する。

#### 【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 1 - 1（保定員動員要請書）（様式集）

様式 1 - 2（保定員集合場所・日時等）（様式集）

様式 2（保定員動員者報告）（様式集）

### 2 動員者名簿の作成・提出

（他地域家保 発生地家保、県防疫対策班、他地域（自地域）動員班）

動員要請を受けた他地域の家保は、動員者名簿を作成し、発生地家保と畜産課へメールで提出する。

また他地域内で情報を共有するため他地域（自地域）の動員班へメールで提出する。

#### 【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 2（保定員動員者報告）（様式集）

### 3 動員者名簿の作成・提出

（発生地家保 他地域家保、県防疫対策班（畜産課）、発生現地動員班）

発生地家保は、動員者の班編成等を行い、名簿を作成のうえ、他地域家保と畜産課及び現地総合対策本部動員班へメールで提出する。

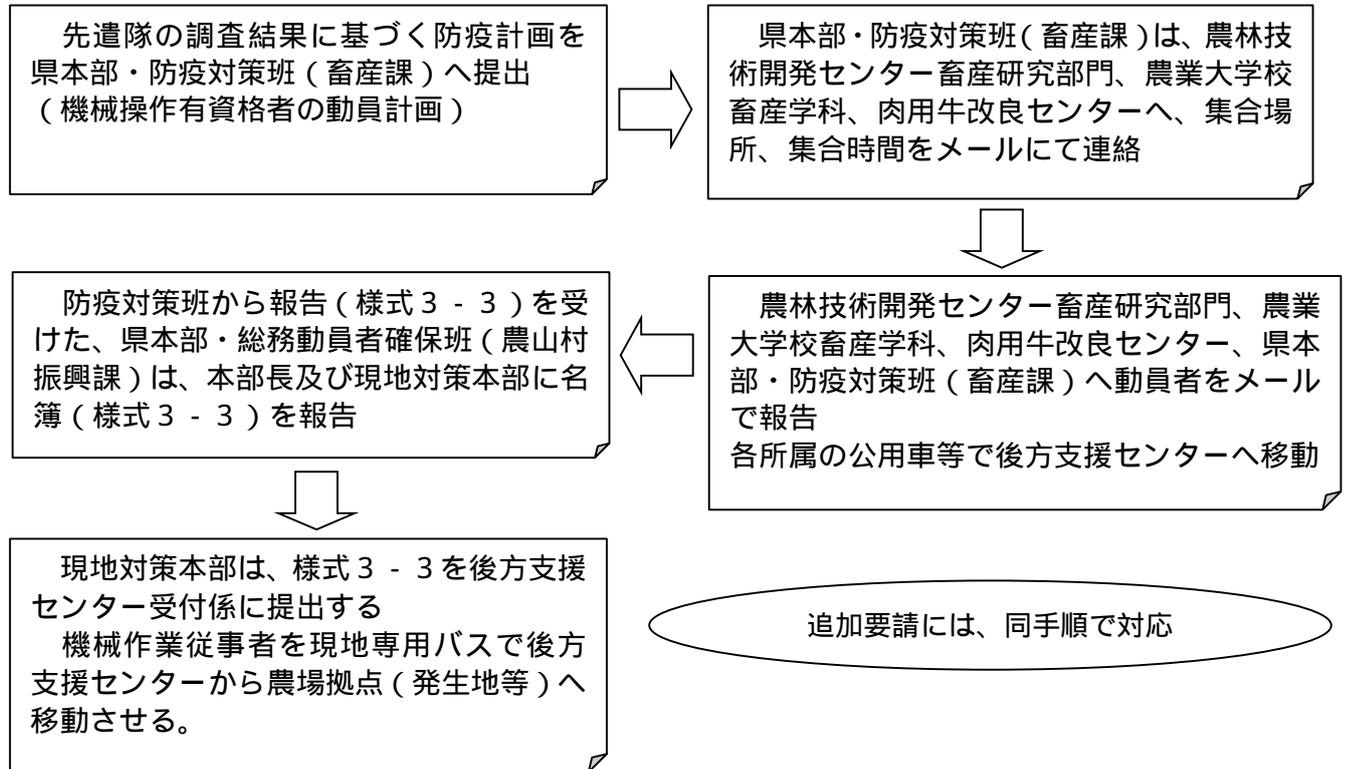
#### 【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 3（保定員動員者名簿）（様式集）

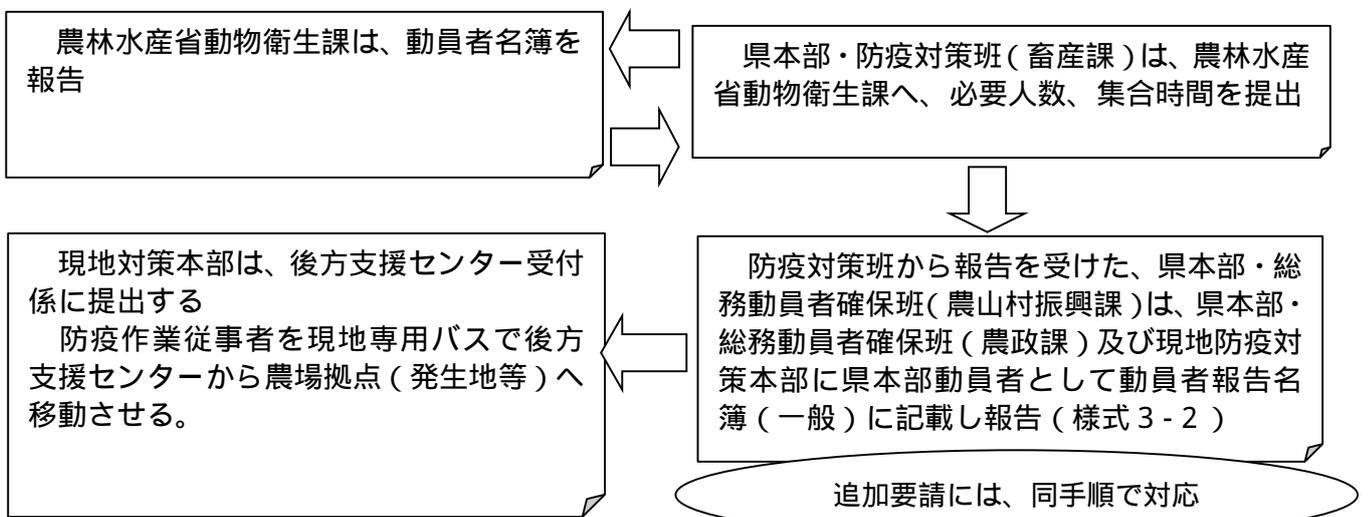
# 農場機械作業従事者確保手順

## 検体搬送決定



# 国職員作業従事者(一般)確保手順

## 検体搬送決定



## 7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定により行う。

- 県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行
- その他、必要と認める貸切バスの運行

### (1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

出発地、経由地を明確にし、目的までの所要時間を算定

後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺(片道30分以内を目安)にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者者の許可を得ておく  
バス運転手の拘束時間(バス営業所を出発し、営業所に戻るまで)を13時間以内とする

バス運転手との連絡担当者

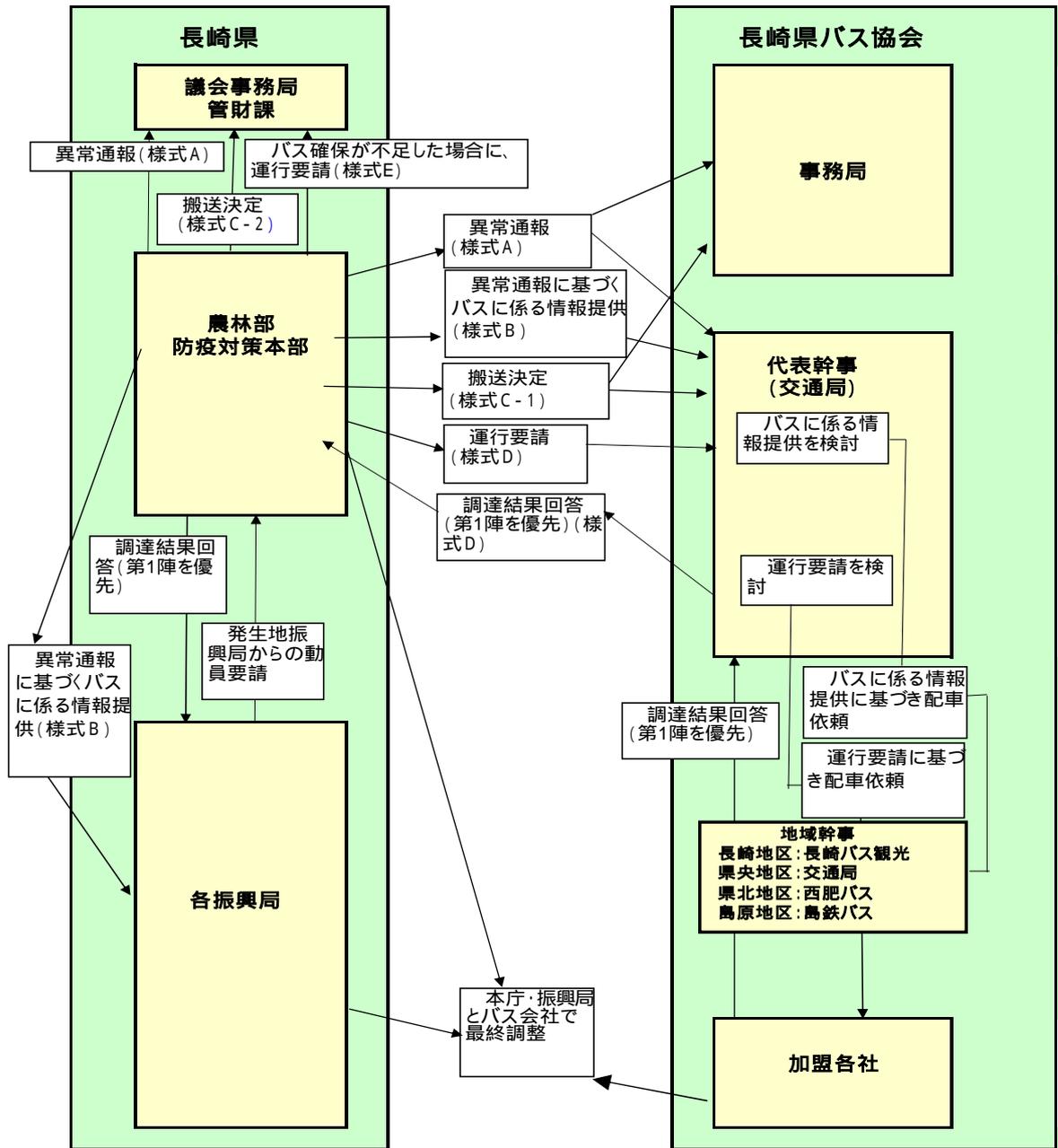
<想定されるルート>

振興局、県庁出発 諫早駅経由 目的地(後方支援センター)



- 島原、県北地域勤務職員は、振興局(島原・県北)以外にも諫早駅での乗降車を可能とした。
- 長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は諫早駅西口発の可変とし、県庁と諫早駅での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図



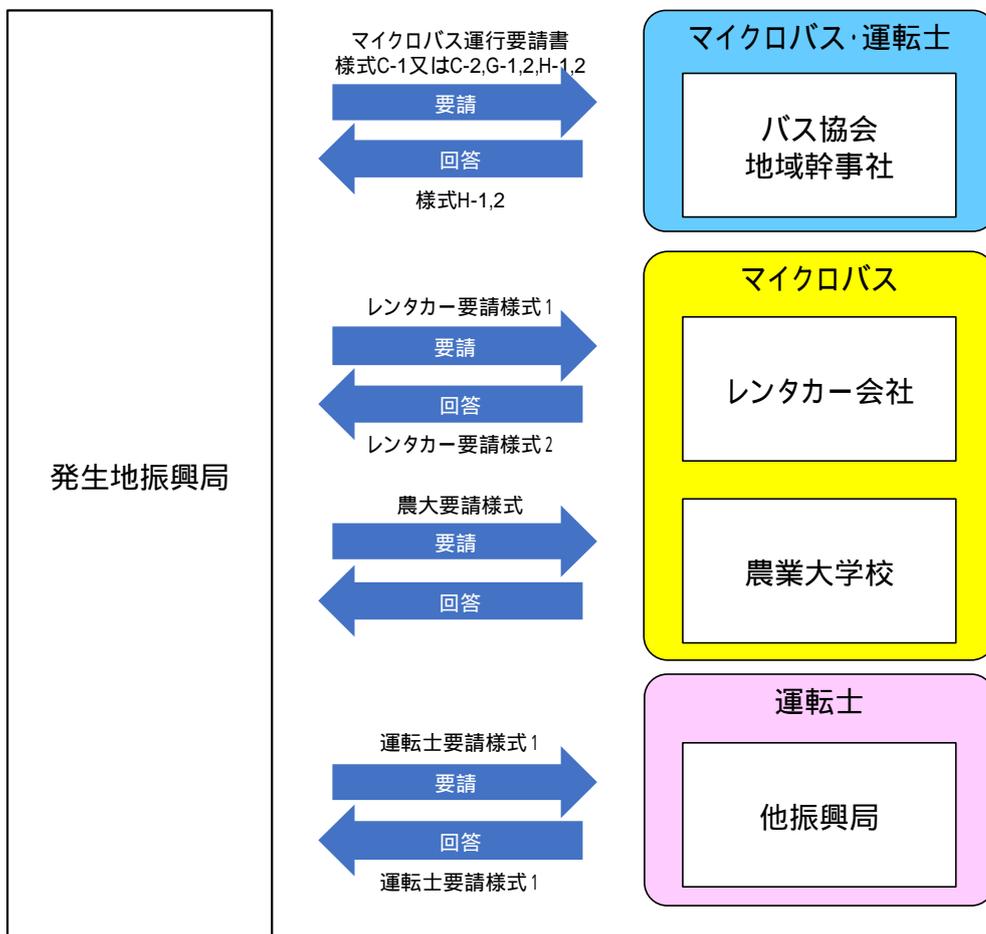
## (2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、バス協会地域幹事社、農業大学校、レンタカー会社および他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。



○後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

### (参考) マイクロバスの調達にかかる手順



○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

## 8 必要資材調達と運搬

### (1) 地域警戒連絡会議

資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。  
赤帽トラックに輸送依頼を行う。

食糧：パン工場（諫早・佐世保） ホームセンター（カップ麺等） 後方支援センター

防疫資材：後方支援センター 農場拠点

### (2) 県警戒連絡会議

県備蓄資材の搬送準備を行う。（県トラック協会への搬送作業協力要請）

国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。



#### 資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について（令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（要約）

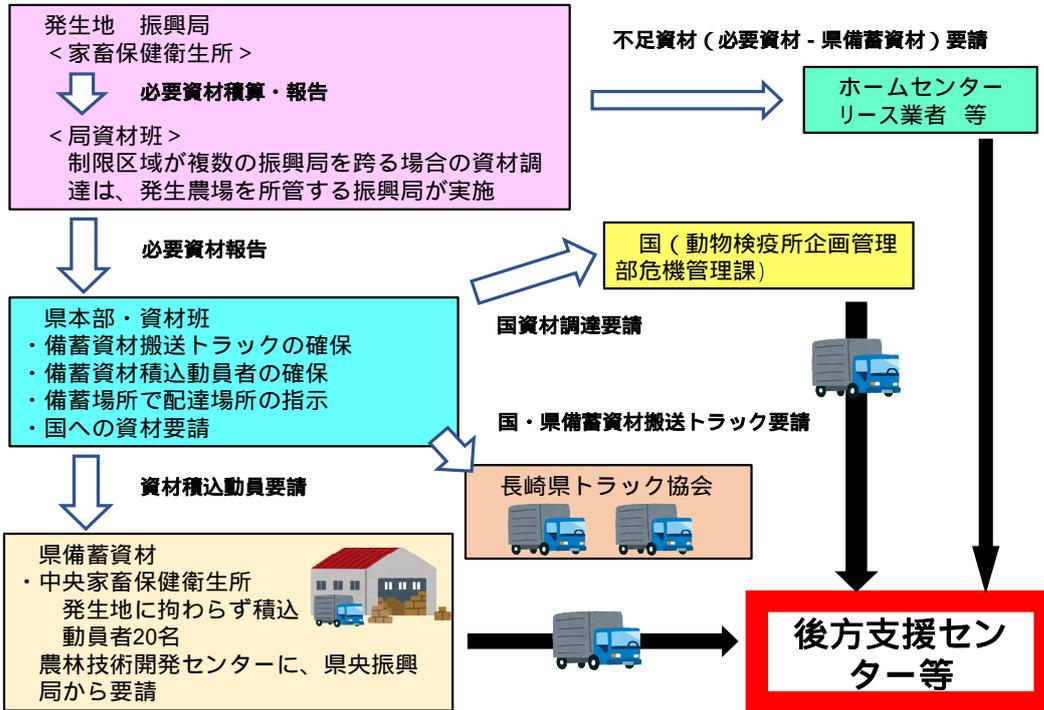
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」（令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。）

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

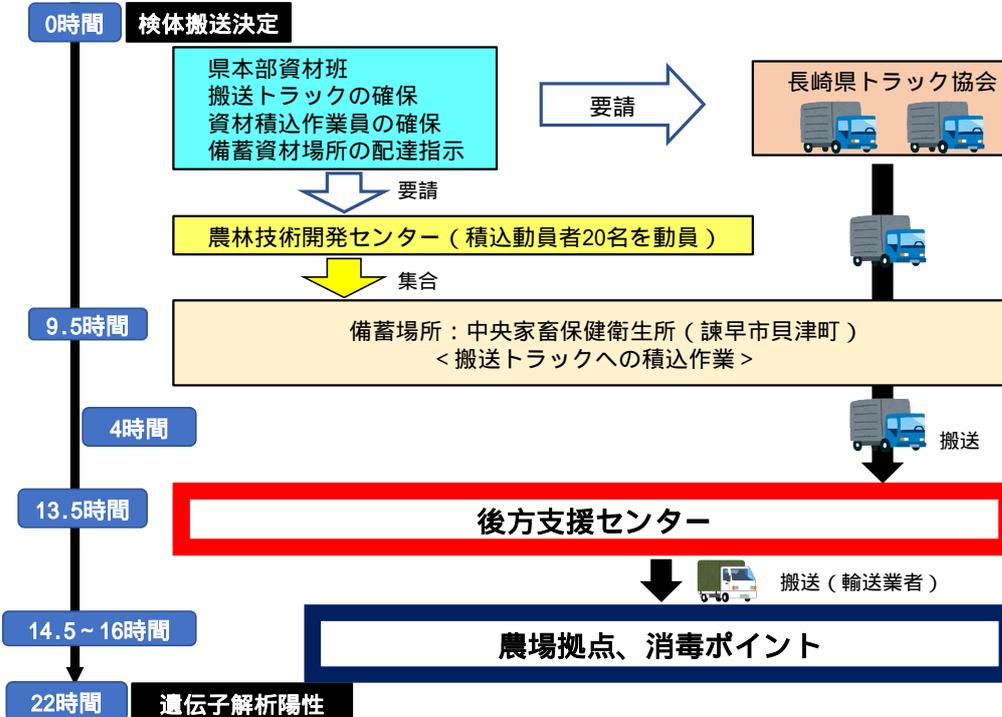
#### 記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を発出すること。  
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書を発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書を発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容（運搬に係る物資等、区間、期日等）を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者が防疫資材等の運搬業務が実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

CSF・ASF発生時の資材調達フロー（本土地域）



CSF・ASF発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



中央家保での遺伝子検出検査で陽性確認後、国検査機関で遺伝子解析検査を実施する場合

## 9 準備状況のチェック及び報告

地域警戒連絡会議は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県警戒連絡会議へ報告すること。

## 10 後方支援センター、農場拠点の設営

### (1) 設営作業

国の遺伝子解析検査により陽性が確定（患畜決定）した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

#### 1) 組織体制：事前準備班構成員

- 後方支援センター責任者（家保）：1名
- 農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
- 農場防疫責任者（家保）：1名
- 埋却地衛生班長（家保）：1名
- 後方支援センター設置要員（県市町）：各振興局で調整
- 農場（埋却）拠点設置要員（県市町）：各振興局で調整
- フォークリフトオペレーター：1名

#### 2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（又はテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

#### 3) タイムフロー（1:00 に県で PCR 検査陽性を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事項
9:00	0:00	異常通報
1:00	16:00	県 PCR 検査陽性（検体搬送決定）
10:30	25:30	備蓄資材積込開始
13:30	28:30	事前準備班集合
14:30	29:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
15:30	30:30	農場拠点へ備蓄資材搬出
15:00	30:00	後方支援センター設営完了
16:00	31:00	農場拠点設営完了
23:00	38:00	遺伝子解析結果判明
8:00	47:00	患畜決定（防疫作業開始）

#### 4) 作業内容

##### 後方支援センター設営

- 後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。
- 仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置。
- レイアウト図に基づき設営。
- 農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載。



- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達  
現地でフォークリフトを調達する。

【レンタル業者】

トヨタL&F 福岡株式会社

【連絡先】

- ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）

諫早市多良見町化屋 1858

TEL (0957) 43-4009 FAX (0957) 43-0440

- ・県北地域発生時（佐世保営業所）

佐世保市指方町 562-11

TEL (0956) 58-4009 FAX (0956) 58-5578

操作資格者の確保が必要

- 資材の仕分け作業

初動防疫報告票 6 の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。

- 暖房器具の設置

気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。

- パーテーションの設置

防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。

○後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし。

- レイアウト図に基づき資材等を配置。

○農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け。

- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置。



- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置

外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。

- 道案内掲示を設置

農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。

- トイレの設置

・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。

・洋式トイレを優先して設置する。

・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。



#### 農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
  - 必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
    - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
  - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

農場（埋却地）への資材の搬送

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送
- 農場（埋却地）内に資材を搬入



#### 農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点

- 車両乗り入れ時の対策
  - ・農場内は汚染区域となるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
  - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
  - ・農場に入る作業者は、必ず防護服、長靴、手袋、N95マスクを着用する。
  - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。

## （2）防疫作業開始に際しての準備

後方支援センターへ情報管理用のOA機器を設置する。



- 現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターにOA機器を設置する。

#### 【準備する資機材】

通信機能付きPC（家保職員公用PC）1台、プリンター（A3印刷可能）1台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード